

会議の名称	令和3年第4回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年3月25日(木) 午後2時から 午後3時25分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第22号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 第24号議案 非農地証明について (5) 第25号議案 本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について<追加> (6) 報告第9号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (7) 報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (9) 報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (10) 報告第13号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (11) 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	1 令和3年第4回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第4回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。</p> <p>ただ今から令和3年第4回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	<p>皆さまこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>桜もほころび、緊急事態宣言も解除となりましたが、昨日、東京は400人、埼玉県では137人の新たな新型コロナウイルス感染症感染者数の発表がありました。まだまだ気を付けてください。</p> <p>また、本日午後1時から人・農地プランの会議がありました。農地利用最適化につきましても、コロナ禍の中ですので慎重に行動していただき活躍していただければ幸いです。よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農業委員の永尾委員から、欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進</p>

	<p>委員24名中24名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声あり)</p> <p>それでは、本日は5番塩原廣一委員及び6番塩原茂夫委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案送付時に配布しました議案4件及び報告6件に加えまして、本日、急遽、お手元に配布しましたとおり、追加議案として、第25号議案、1件を追加しまして、議事日程のとおり議案5件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第21号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第21号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第21号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、1件となります。その内訳は、贈与による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりました、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p>

	<p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、私、田端は、同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席いたします。</p> <p>(退席後)</p>
細野職務代理	<p>それでは、ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を整理します。</p> <p>整理番号1についてですが、地区担当の田端会長が議事参与のため、倉野内委員から報告をお願いいたします。</p>
倉野内 推進委員	<p>整理番号1について、田端会長が議事参与の対象のため退席していますので、倉野内より報告させていただきます。</p> <p>3月22日午後3時頃、受け人から聞き取りを行い、所有農地の確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請事由は贈与となります。申請地は、高柳の池から北に400メートルの場所に位置しております。つぎに、受け人の状況についてですが、耕作は本人と家族、常時・臨時雇用の計8名にて行っており、本人の農業従事日数は350日です。農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン2台、動力噴霧器2台、軽トラック4台を所有しております。申請地は、米を作付けしたいということです。なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと判断いたします。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
細野職務代理	<p>整理番号1について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1については、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長の復席をお願いいたします。</p>

	<p>(復席)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>次に、第22号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います</p>
事務局長	<p>第22号議案を説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。</p> <p>第22号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページ及び6ページをご覧ください。今回の申請件数は、12件です。田1筆及び畑11筆の面積合計18,292㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、坂爪委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p>

	<p>第22号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第22号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第22号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。坂爪委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第23号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第23号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第23号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事へ送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、8ページ及び9ページをご覧ください。申請件数は、9件で、その内訳は、使用貸借権4件、所有権移転4件及び賃借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>今回から、議案審議の効率化を図るため、整理番号1から整理番号9までを順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告を頂きました後に、一括でご質疑頂き、その後、一括審議とさせて頂きたいと存じますので、よろしく願います。</p> <p>それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、10ページをご覧ください。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農</p>

	<p>地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、間正委員の報告をお願いいたします。</p>
間正委員	<p>16番間正です。整理番号1について、報告させていただきます。3月20日清水辰男推進委員と現地調査及び受人への聞き取りを行いました。議案書10ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、秋平小学校から西に50メートルに位置しております。申請事由は自己用住宅用地です。申請地の分筆についても、本人から確認を取っております。周辺は農地もありますが、日影とかにもならず転用に当たっては問題ないかと思えます。皆様の慎重審議、よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が受人が経営する塾の駐車場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪から報告させていただきます。3月23日新井推進委員と現地調査及び聞き取りを行いました。議案書11ページ5-2地図をご覧ください。申請地は、児玉ゴルフ場北の斜面の蛭川地内に位置しております。申請事由は駐車場用地です。受人は書道塾を開業し15名を教えています。通塾に当たっての親御さんの送迎用の駐車場がないために駐車場用地を探していたところ申請地所有者から売買の同意を得ることができたそうです。申請地は山林化</p>

	<p>されていましたが現地確認したところ篠畑等は整理されていまして。農地の集団性や周辺の農地等への影響は無く、転用にあたっては問題ないかと思えます。皆様の慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。</p>
鳥澤委員	<p>14番鳥澤より報告します。3月23日、鈴木幹雄推進委員と現地確認をしました。議案書12ページ、5-3の地図をご覧ください。申請地は国道462号線より南側の塩谷の集落内、渡人の住宅のすぐ向かい側にあります。申請事由は自己用住宅用地です。受人と渡人は親子です。今回、受人は父親の所有する土地を借り受け、自己用住宅を建築したいとのこと。集落に接続した住宅であり、周辺農地への支障は無いことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-4については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。</p>

	以上でございます。
議長	整理番号4について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。
田島敏包委員	<p>12番田島より報告させていただきます。3月22日宮部推進委員と現地確認をしました。13ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉の区画整理地内、桃花木公園の北側道路を隔てた位置にあります。申請事由は自己用住宅用地です。今回、申請人は父親の土地を借り受け、自己用住宅を建築する予定と聞いております。この地域の用途地域は第一種低層住居専用地域で、周辺は宅地に囲まれ、関連農地への支障は無いものと推測できます。以上のことから転用の許可は妥当と考えます。以上。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。3月22日、門倉推進委員と現地確認をしました。14ページ、5-5の地図をご覧ください。申請地は国道462号線、西富田歩道橋の信号から西側300メートルほどの場所、延命寺に隣接した集落の中に位置しております。申請事由は自己用住宅用地です。申請地周辺は住宅が建ち並び、農地へ支障をきたす恐れも無いことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、休憩所、駐車場及び資材置場のための農業用施設用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年2月5日付けで、農振農用地区域から農業用施設用地として用途変更されています。地</p>

	<p>区担当は、福田武久委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-6については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、福田武久委員の報告をお願いいたします。
福田武久委員	<p>6番福田より報告します。3月21日、戸塚推進委員と現地確認をいたしました。議案書15ページ、5-6の地図をご覧ください。申請地は御陣場川から西へ100メートルほどの場所、申請人の農場に隣接した所に位置しております。申請事由は休憩所、駐車場及び資材置場用地です。今回、申請人は申請地に老朽化した従業員用休憩所と駐車場を新設し、資材の仮置き場として利用する計画です。申請地は申請人の農場の東側に隣接した土地であることから利便性もよく、道路に出ることなく農場に移動できることから、安全性も高いと考えます。また、周辺は農地の広がりも見られますが、農用地利用計画を変更しており、農業に従事する者のため農業用施設であるため、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、宅地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-7については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告します。3月23日、田島推進委員と現地確認をいたしました。16ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は国道17号バイパス東側400メートルほどの場所の住宅街です。申請事由は宅地分譲用地です。用</p>

	<p>途地域は準工業地域です。周辺は宅地化が進んでおり、農地へ支障をきたす恐れも無いことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、9ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和2年12月10日付けで、農振農用地区域から分家住宅用地として除外されています。地区担当は、間正委員でございます。申請地は、17ページをご覧ください。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、間正委員の報告をお願いいたします。</p>
間正委員	<p>16番間正です。整理番号8について、報告させていただきます。渡人と受人の関係は祖母と孫です。孫夫婦がアパート暮らしで、子供が3人いて5人家族で自己用住宅を持ちたいとのこと。17ページ5-8の地図をご覧ください。手前の住宅が受人の妻の実家で、そこにある古い祖母の家を取り壊し新しく住宅を作ります。この住宅は道路付けがないと建築できないので、進入路になる予定の場所が今回申請されています。根岸推進委員と現地を確認したところ、他の農地に迷惑をかけることはなく、転用にあたっては問題ないかと思ひます。また、居住しているのは親で子供に住んでもらうことで安心して生活できるとのことでした。皆様の慎重審議、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、9ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であるこ</p>

	<p>とから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告します。3月23日、田島推進委員と現地確認をしました。18ページ5-9の地図をご覧ください。申請地は小山川の南側100メートル、申請人の工場に隣接した場所にあります。申請事由は駐車場用地です。現在従業員の駐車場が不足しているため今回の申請に至りました。周辺は工場化が進んでおり、農地へ支障をきたす恐れも無いことから転用にあたりは特に問題ないかと思われまます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1から9までの説明および報告について、皆様からご質疑等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から9について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第24号議案、非農地証明について上程いたします。</p>
事務局長	<p>第24号議案を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>第24号議案非農地証明について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願について、別紙申請地が同項に規定する農地でないことを証明するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、20ページをご覧ください。提出件数は、2件でございます。</p> <p>先に、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。</p> <p>農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の「第4. 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて」</p>

	<p>の中で、農地法による利用状況調査や農水省の荒廃農地調査において、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」と判定した場合や、「農地の所有者から農地に該当しないこと」の証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。</p> <p>農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、どのような土地かと申しますと、人力又は農業用機械では、耕起や整地ができない農地であって、農業的利用を図るための条件整備である基盤整備事業の実施等が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。</p> <p>ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>今回の案件は、農地の所有者から農地に該当しないことの証明願が提出されたことに伴い、これらの条件を鑑み、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行うものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1及び整理番号2についてですが、申請地が近傍であり、土地の状況も同様であることから、整理番号1及び整理番号2を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1及び整理番号2を一括で説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農振農用地区域内の農地ではなく、傾斜地で、20年以上耕作されておらず、雑木が茂り、周辺と一体化して山林となっている状況であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1及び整理番号2について、間正委員の報告をお願いいたします。</p>
間正委員	<p>整理番号1及び2について、16番間正より報告します。</p> <p>3月22日根岸推進委員、事務局職員2名、計4名で申請人案内のもと現地確認をしました。議案書21ページの地図をご覧ください。申請地は児玉カントリー倶楽部の南側を、東小平の岩谷堂へ向かっていく途中の左右の場所にあります。両方とも耕運機が入ることができる道がありません。申請人に確認したところ、20年以上耕作していないとのこと。このことから、農地とし</p>

	<p>での再生は難しく、非農地として証明して問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1及び整理番号2について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2の非農地証明について、農地でないことを証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決しました。続いて追加議案です。次に、第25号議案「本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第25号議案を説明いたしますので、本日お手元に配布させていただきました追加議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第25号議案本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、人事異動通知書を発令したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市農業委員会事務局職員を次のとおり任命するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>人事異動の内容についてご説明いたしますので、2ページをご覧ください。まず、上の表ですが、こちらは、旧所属基準、つまり現在の任命状況が基準のものになります。左から現在の所属、役職、氏名、そして、発令内容として、新たな所属、役職を記載しております。該当者は1名です。農地係の飯島係長につきましては、市長部局への出向になりまして、支所環境産業課の課長補佐兼環境係長へ昇格の発令でございます。</p> <p>次に、下の表ですが、新所属基準のものになります。該当者は、1名です。農業委員会事務局へは、経済環境部商工観光課の高群商工労政係長が昇格しまして、農業委員会事務局局長補佐兼農地係長の発令でございます。1ページにお戻りください。2の発令日ですが、令和3年4月1日でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第25号議案について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第25号議案について、原案のとおり任命することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、第25号議案について、原案のとおり任命することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。報告につきましても、効率化を図るため報告第9号から第14号までを順番に事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第9号から第14号を一括で説明いたします。まず、報告第9号を説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。</p> <p>報告第9号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、23ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続いて、報告第10号を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。</p> <p>報告第10号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、25ページから27ページまでをご覧ください。専決処分件数は、10件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続いて、報告第11号を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。</p> <p>報告第11号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、29ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続いて、報告第12号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p>

	<p>さい。</p> <p>報告第12号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、31ページ及び32ページをご覧ください。専決処分件数は、11件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続いて、報告第13号を説明いたしますので、議案書33ページをご覧ください。</p> <p>報告第13号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が34ページ及び35ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。</p> <p>続いて、報告第14号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、37ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、1件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p>

	皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。 事務局説明 (閉会)

令和3年第4回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年3月25日(木)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時25分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席	○		亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席	○	北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	欠席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

農地係長 飯島 崇